高齢者施設·介護保険事業者 代表者様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

川崎市高齢者施設等における自費検査補助金申請受付について(通知)

日頃より本市高齢者政策に御理解、御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

川崎市では、川崎市高齢者施設等における自費検査費用補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、補助事業を実施いたします。活用を希望する事業者の方におかれましては、期日までに申請くださいますようお願い申し上げます。

1 申 請 期 限 令和5年2月23日(木) 〆切

提出方法 本市 HP からの電子申請

※申請書及び実績報告書 (押印が必要なもの) のみ下記まで御郵送ください。 郵送先:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課事業者指定係宛

2 目的

新型コロナウイルス感染症の流行下において、本市内の高齢者施設等(以下「施設」という。)における感染者発生後に施設が実施する自主検査の費用の一部を補助することにより、感染拡大防止を図るための施設の取り組みを評価し、また、それら施設の更なる感染防止対策を支援することを目的とします。

3 補助対象施設及び補助対象経費

要綱別表のとおりとなります(以下抜粋)。

別表

| 施設、事業所の種類 | 基準単価 (補助上限) |
|-----------------------------|---------------------|
| 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入 | |
| 所生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型 | |
| 医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認 | 入所定員に 20,000 円を乗じた額 |
| 知症対応型共同生活介護を除く)、養護老人ホーム、軽費老 | |
| 人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 | |

- 注1 感染者が発生した場合、1対象施設当たり職員及び入所者1人につき1件の検査について申請を行うことができる。ただし、感染発生してから一定の期間経過後であった、感染者の発生に至った事由が異なると客観的に判断される場合は、同一の者に対する検査について申請を行うことができる。
- 注2 対象施設は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

4 補助金手続きの流れ等

- (1) 主な補助金手続きの流れ
 - ①川崎市 HP にて、電子申請。あわせて、補助金交付申請書、事業実績報告書等を郵送にて提出(事業者⇒川崎市)

※支払いまで完了した経費(※電子申請においては請求書等ではなく、領収書を挙証資料として 添付してください)について申請してください。

- ②川崎市から交付決定通知書、交付額確定通知書を受理(川崎市⇒事業者)
- ③補助金の請求(事業者⇒川崎市)
- ④補助金交付 (川崎市⇒事業者)
- ⑤当該事業に係る消費税確定申告後、仕入控除税額に係る報告及び必要に応じて一部補助額の返還【翌年度の8月以降を予定】(事業者⇒川崎市)
- (2) 次の関係規定等を遵守の上、必要な手続きを行ってください。
 - ・「川崎市高齢者施設等における自費検査費用補助金交付要綱」
 - ・「川崎市補助金等の交付に関する規則」
 - ・市からの事務連絡、Q&A、関係法令等
- (3) 質問がある場合は、質問票を FAX 又はメールにて送信してください。

<問合せ先>

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

TEL 044-200-2544 ファクシミリ 044-200-3926

メール 40kosui@city. kawasaki. jp

【事務所所在地】〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 番地ソリッドスクエア西館 10 階

【郵便物送付先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地